

官民人事交流に関する年次報告（令和4年）の概要

令和5年3月

人事院は、**令和5年3月24日(金)**、官民人事交流法（国と民間企業との間の人事交流に関する法律）の規定に基づき、**令和4年における官民人事交流の状況を、国会及び内閣に対し報告。**

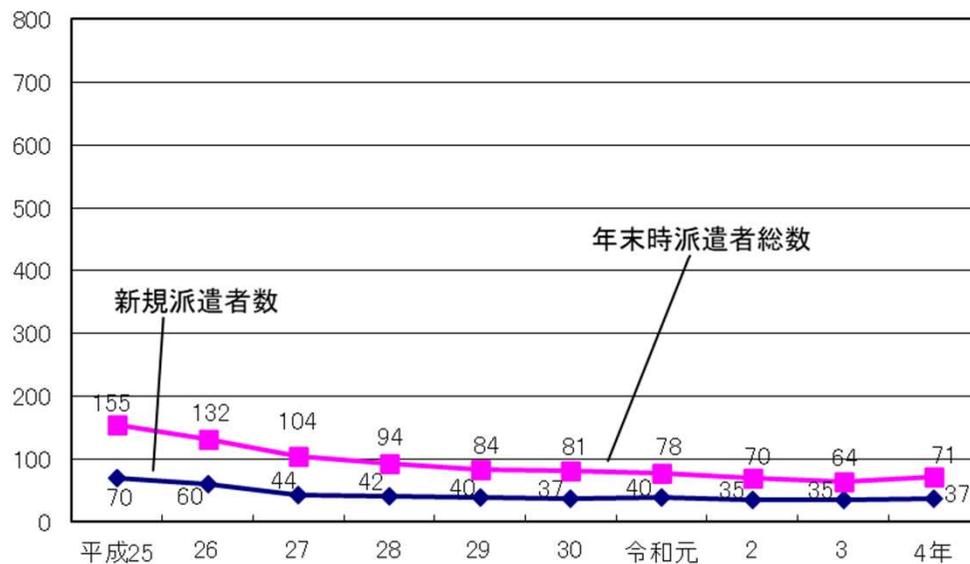
官民人事交流は、官民双方の組織活性化、人材育成等の観点から、公正性、透明性を確保しつつ、実施している（任期は原則3年以内）。

ポイント

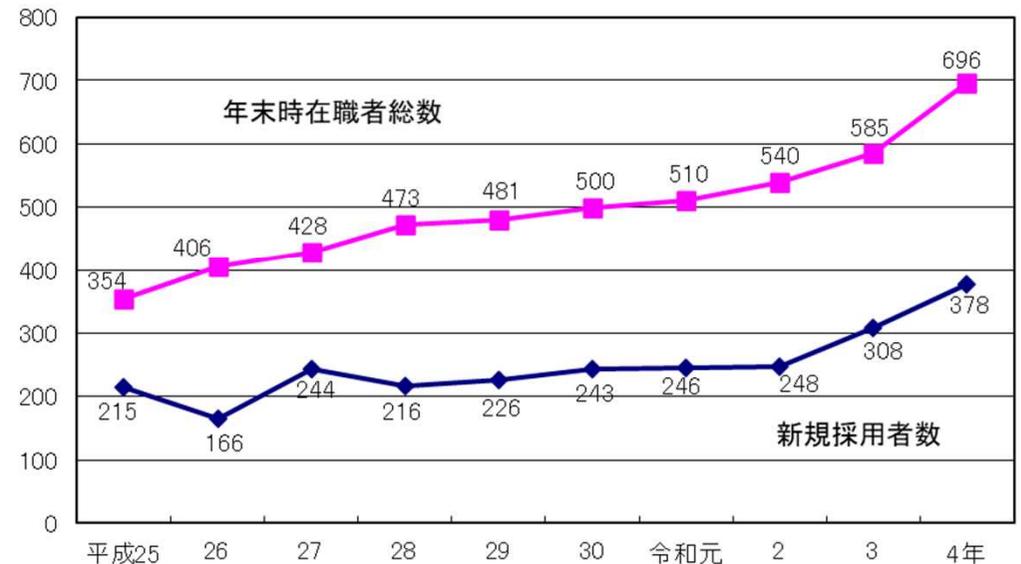
- 新規交流派遣者数（国の機関→民間企業）は 37人（前年比2人増）。
- 新規交流採用者数（民間企業→国の機関）は378人（前年比70人増）で過去最多。

交流派遣（官→民）及び交流採用（民→官）の推移

人 ①交流派遣（過去10年間）



人 ②交流採用（過去10年間）



令和4年中に交流派遣職員又は交流採用職員であった者

令和4年中に交流派遣職員(国の機関から民間企業への交流者)であった者 100人
交流採用職員(民間企業から国の機関への交流者)であった者 952人

交流派遣後職務に復帰した職員(過去3年間)

令和2年に復帰した職員 43人
令和3年に復帰した職員 41人
令和4年に復帰した職員 30人

令和4年の新規交流派遣者及び交流採用者の状況(年齢別)

年齢	20歳台	30歳台	40歳台	50歳以上	計
交流派遣	2(7)	18(18)	15(10)	2(0)	37(35)
交流採用	88(62)	183(170)	78(56)	29(20)	378(308)

()内は令和3年の状況

※ 人事院は、令和4年12月、官民人事交流の活用促進のための交流基準の見直しを行い、あわせて、各府省の負担軽減及び手続の迅速化を図るための審査事務の合理化を行った。今後とも公務の公正性を確保しつつ官民人事交流の更なる活用促進に取り組んでいく。